

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	六実支所

契約業者名・住所	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社 松戸支店 千葉県松戸市本庁14-2
工事等の名称	松戸市六実市民センター内エレベーター保守点検業務委託（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市六高台3丁目71番地
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
契約金額	月額 67,500円
工事等の概要	エレベーターの機能や性能及び安全性を確保すべく、適切な保守を実施し、当該機器の機能を維持することを目的とし実施する。
随意契約の理由	<p>当該エレベーターは精密なコンピュータで制御されており、点検時等において異常の有無を確認することや、機器の異常を事前に察知すること、また、故障発生時に原因を短時間で突き止め迅速に対応する為、異常信号の履歴等のデータを読み取り、解析を行なう作業が不可欠となります。</p> <p>近年、本業務については、メーカーに属さない企業との契約や契約内容もフルメンテナンス契約ではなく、機器装置等の各部品の点検や整備及び消耗品の交換のみを行う契約（以下、「POG契約」という。）を締結し実施するケースも見受けられます。</p> <p>このような背景から、当支所においてファシリティマネジメントの観点やスケールメリットの観点での費用削減、契約方法等を多角的に調査・検討した結果、当該機器は設置後15年を経過しているものの、メーカーとフルメンテナンス契約を締結することにより、設置後20年間は他社よりも安価でそのサービスを受けられることが判明しました。また、不慮の事故や故障が発生した際も、メーカーとフルメンテナンス</p>

契約を締結することにより迅速な対応が可能となり、修理等の費用負担についても POG 契約とは異なり、費用負担がほぼなく完了できることは、大変有意であると考えます。

以上のことから、本業務の目的を達成するためには、本委託を当該エレベーターメーカーの保守部門として設立したメーカー子会社に、機器保証サービス期間（フルメンテナンス可能期間）中は業務を委託することが本市において最適であると思慮されます。よって、地方自治法第 234 条の 3、同法施行令第 167 条の 17 及び松戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第 2 条第 2 号、同条例施行規則第 2 条第 2 項第 5 号の規定により長期継続契約とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、下記業者と随意契約をするものです。